

令和3年第4回平群町議会

臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和3年5月7日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	5月7日午前10時20分宣告（第1日）	
出 席 議 員	1 番 岩 崎 真 滋 3 番 山 本 隆 史 5 番 稲 月 敏 子 7 番 山 口 昌 亮 9 番 山 田 仁 樹 1 1 番 下 中 一 郎	2 番 長 良 俊 一 4 番 井 戸 太 郎 6 番 植 田 い ず み 8 番 森 田 勝 1 0 番 窪 和 子 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 監 査 委 員 事 務 局 長 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 こ ど も 課 長 経 済 建 設 課 長 上 下 水 道 課 長	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 岡 弘 明 川 西 貴 通 大 浦 孝 夫 島 野 千 洋 巳 波 規 秀 橋 本 雅 至 西 谷 英 輝 山 崎 孔 史 松 本 光 弘 末 永 潤 子 浅 井 利 育 乾 充 喜 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 大 辻 孝 司
本会議に職務の ため出席した者 の職氏名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査	西 谷 英 輝 高 橋 恭 世 大 文 字 睦 美
町 長 提 出 議 案 の 題 目	報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について (平群町固定資産評価審査委員会条例の一部 を改正する条例について)	

<p>町長提出議案 の 題 目</p>	<p>報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について （平群町国民健康保険条例の一部を改正する 条例について）</p> <p>承認第2号 専決処分の承認を求めることについて （平群町税条例等の一部を改正する条例につ いて）</p> <p>承認第3号 専決処分の承認を求めることについて （平群町介護保険条例の一部を改正する条例 について）</p> <p>承認第4号 専決処分の承認を求めることについて （令和2年度平群町一般会計補正予算（第9 号）について）</p> <p>同意第3号 監査委員の選任に同意を求めることについて</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員 の 氏 名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 11番 下 中 一 郎 12番 馬 本 隆 夫</p>

令和 3 年 第 4 回 ( 5 月 )

平群町議会臨時会議事日程 ( 第 1 号 )

令和 3 年 5 月 7 日 ( 金 )

午前 1 0 時開議

- |       |         |  |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 |         | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第 2 |         | 会期の決定について  |
| 日程第 3 |         | 諸般の報告  |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 議会の委任による専決処分の報告について<br>(平群町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について)  |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 議会の委任による専決処分の報告について<br>(平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例について)       |
| 日程第 6 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平群町税条例等の一部を改正する条例について)             |
| 日程第 7 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平群町介護保険条例の一部を改正する条例について)           |
| 日程第 8 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和 2 年度平群町一般会計補正予算 ( 第 9 号 ) について) |
| 日程第 9 |         | 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について                                 |

令和 3 年 第 4 回 ( 5 月 )  
平群町議会臨時会追加議事日程

(第 1 号の追加)

追加日程第 1	議長辞職の件
追加日程第 2	議長の選挙
追加日程第 3	副議長辞職の件
追加日程第 4	副議長の選挙
追加日程第 5	特別委員会の委員の辞任許可について
追加日程第 6	特別委員会の委員の選任について
追加日程第 7	同意第 3 号 監査委員の選任に同意を求めることについて

開 会 （午前 10 時 20 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスク着用を許可いたします。

ただいまの出席議員は 12 名で定足数に達しておりますので、これより令和 3 年平群町議会第 4 回臨時会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

皆さん、改めましておはようございます。臨時会の招集に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和 3 年第 4 回の臨時会の開催をお願いしましたところ、議員各位におかれましては公私何かと御多用のところお集まりを頂き、ありがとうございます。議員各位におかれましては、本町行政に対しまして格別の御協力を頂き、感謝申し上げます。

さて、皆様も御承知のとおり、新型コロナウイルスの感染症拡大により、4 月 25 日に 3 回目の緊急事態宣言が 4 都府県に出されました。奈良県におきましても、毎日多くの感染者が出ており、4 月 27 日に奈良県緊急対策措置が講じられました。平群町におきましても、現在 83 名の感染者の報告があります。引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めてまいります。

ワクチン接種につきましては、先ほど説明をさせていただきましたとおりでございます。引き続き、円滑なワクチン接種体制の構築に全力を尽くしてまいります。

さて、本日の臨時会におきましては、議会の委任による専決処分の報告案件が 2 件、専決処分承認案件が 3 件、計 5 件の議案を上程いたしております。慎重に御審議を賜り、いずれの案件も原案どおり承認・可決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○議 長

ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本臨時会の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであり

ます。

本日の議事日程の報告を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ありがとうございます。

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、11番、下中君、12番、馬本君を指名いたします。本臨時会の会期中、よろしく願いいたします。

続きまして、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日と決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

続きまして、日程第3 諸般の報告を行います。

3月24日開催されました公共交通対策特別委員会の報告を求めます。公共交通対策特別委員会委員長。

○公共交通対策特別委員長（山田仁樹）

それでは、報告をさせていただきます。

去る3月24日水曜日午前10時より公共交通対策特別委員会を開催いたしました。案件につきましては、デマンド型乗合タクシーの取組、コミュニティバス運行事業の報告及び計画についてです。当局より説明を受け、協議を行いました。

以上、公共交通対策特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長

ありがとうございます。

以上で諸般の報告を終わります。

続きまして

日程第4 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について  
(平群町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正  
する条例について)

の報告を求めます。監査委員事務局長。

○監査委員事務局長

それでは、報告第1号について説明をさせていただきます。

報告第1号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、  
次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月7日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

専決処分書

平群町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された  
町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

平群町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

平群町固定資産評価審査委員会条例（平成18年3月平群町条例第3号）の  
一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページの提案理由をお願いいたします。

提案理由

この条例は、審査の申出の手続き等における書面への押印を不要とするため、  
本条例の一部を改正するものである。

別添の改正概要をお願いいたします。

平群町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の改正概要といた  
しまして、要旨、第4条（審査の申出）。現行の第4項を改正では削除、そして  
現行の第5項、第6項を第4項、第5項に改正をするものであります。

次に、第8条第5項（口頭審理）でございます。現行では「記載し、提出者  
がこれに署名押印しなければならない。」となっておりますが、改正については

「記載しなければならない。」と改めます。

施行期日、令和3年4月1日からでございます。

以上、報告第1号の報告とさせていただきます。

○議長

ありがとうございます。

続きまして

日程第5 報告第2号 議会の委任による専決処分の報告について

(平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例について)

の報告を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、報告第2号につきまして御説明を申し上げます。

報告第2号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月7日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

それでは、1枚おめくりを頂きまして、専決処分書のほうを御覧願います。

専決処分書

平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

平群町長 西 脇 洋 貴

それでは、1枚おめくりいただきまして、改正文でございます。

平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

平群町国民健康保険条例（昭和34年4月平群村条例第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

平群町長 西 脇 洋 貴

それでは、末尾の提案理由のほうを御説明申し上げます。

提案理由でございます。

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則第1条の2第1項が削除されたことに伴い、本規定を引用して「新型コロナウイルス感染症」を



定義している法令等の規定を具体的に書き下ろす形に改める必要が生じたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、別添の改正概要につきまして御説明を申し上げます。

平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例の改正概要でございます。

今回の改正概要の内容でございますが、疾病手当金の支給対象となる新型コロナウイルス感染症を定義する書きぶりが法律の改正によりまして削除されたことによりまして、規定を整えるというふうな内容でございます。

改正前といたしまして、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」でございますが、この新型コロナウイルス感染症の定義を明文化するという内容でございます。改正後といたしまして、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症）」ということで、新型コロナウイルス感染症につきましての規定について、従前の規定内容を参酌した改正でございます。

施行期日につきましては公布の日からとなっております。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長

ありがとうございます。

続きまして

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（平群町税条例等の一部を改正する条例について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。

○総務部長

承認第2号 提案理由説明

○議長

ありがとうございます。

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

あんまり影響はないと思うんですけどね、全部これまでやってたことの延長ということなんです、それぞれ住民的にどれだけ減税とかということになるんで、影響額、それぞれ分かれば説明していただいて、それは全て、もちろん国から減税補填何とかかんとかで金が入ってくるんだと思うんですよ。その説明をしていただきたいのと、それから今の概要の2ページのところで、下落修

正、固定資産税ですよね、これについてね、これは相当前からやってて、もともと固定資産税、3年に1回、評価見直しということですが、その間も平群町の場合はずっと下落し続けてるんで、当然毎年、それぞれ固定資産税は下がっていつてますから、その辺についてもちょっと、本来しなければ、住民にとっては逆になりますけど、平群町としては収入が増えるということになるんですよ。それを毎年下落していくと。これについても、当然国から補填等があるのかどうか。ちょっとこれ、前からやってるのに、今さら何やということになると思いますが、その辺も含めてちょっと説明していただけますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

まず、軽自動車の件でございます。

今お述べいただきました軽自動車の部分で、環境性能割という、一番最初に軽自動車を取得したときに係る税金でございますが、その分で、実は軽自動車協会のほうで、それは取得されたときに徴収され、そして町のほうに配分される部分でございますが、令和2年度の実績の数値のほうしか押さえてないのですが、2年度で年間78台、約130万円、これが1%なり、減税されて入ってきてるという数字でございます。実際に今後、どれぐらいに影響していくのかというのは、自動車の取得状況等でまた変わってくるので、はっきりとした数字は分かりませんが、ここ昨今の状況を見ても、性能のよい軽自動車を取得されることというのが多うございますし、また、一度買われた分というのは、やはり長く乗っておられるというところもありますので、逆に重課税で登録されてるというふうな車もございます。実際の数字のほうは、ちょっと今、持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。

それと、措置年度における下落修正の件でございます。

御存じのとおり、今年度が評価替えの年ということで、本来4年、5年が据置き年度になるわけですがけれども、以前からやっておりますけれども、本来、評価が変わらなければ、3年、4年、5年というのは同じ税額でいくんですけども、議員お述べのとおり、町のほうでは、毎年7月1日現在にどれだけ下落したかというのを調べまして、翌年にそれを反映させるというふうな手法を取っております。平群町においては、ほとんど下落しているところが多うございますので、ほとんどが特例措置の適用になっておるかというふうに思っております。ただ、上昇しているところも若干あるのかなど。係のほうで確認いたしますと、駅前かバイパス辺り、その辺りが少し上昇しているところがございます。ちょっとこちらのほうも、どれだけの率が上がっているのかは、す

みません、ちょっと数字のほうは持ち合わせておりません。それと軽自動車に関しましては、この分の減収というのは、全額国費で補填されるというふうに聞いております。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより承認第2号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。  
続きまして

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

(平群町介護保険条例の一部を改正する条例について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

承認第3号 提案理由説明

○議 長

ありがとうございます。

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 7 番

今、申請について、令和2年が6件で3年が5件という話でした。

「逆」の声あり

○ 7 番

2年が5件で3年が6件か。逆やね。

「2年と元年」の声あり

○ 7 番

2年と3年言うたやろう、今。ちゃうかったか。ええわ、もう1回ちょっと説明してもらって。それで、聞きたいのは、これ、要するに普通徴収だけでしょう、当然。特徴でもこれがあるのかどうか一つね。

全体でその金額が多いのか少ないのかちょっと分からんのやけど、これは減免するよね。減免した分は誰が負担することになるの。会計上の話で、ちょっとその辺説明してくれる。

○ 議長

住民福祉部長。

○ 住民福祉部長

ただいまの山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、減免の申請状況でございますが、令和元年が5件ということで申し上げさせていただきました。令和元年が5件で、減免額といたしまして、3万4,900円でございます。令和2年度が6件でございます。これが25万2,600円でございます。合計いたしまして、28万7,500円の減免額となっております。

次に、減免の対象ということでございますが、今回、減免の申請見込みでございますが、あくまでもこれ、事業収入が減額になったというところでございます。事業収入ということで、給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入等で3割以上の減少が生じた場合、減免申請ができるというふうになってございますので、今御指摘のとおり、介護保険の場合は、年金収入の方が大半やということでございますので、この減免対象になられる方というのはさほど多くないのかなというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

ただいまの御質問で、特徴でも対象になるかということなんで、特徴でも減免の対象になります。誰が負担するのかにつきましては、令和2年度分までにつきましては、介護保険災害等臨時特別補助金ということで、6割補助金があります。それ以外につきましては、特別調整交付金ということで、財政支援がされることになっております。令和3年分についても財政支援がされる予定になっています。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

ということは、介護保険会計上は、その減免については、全て介護保険特別会計以外、どこから金来るかは別にして、一般会計のほうから全部出るということで、介護保険特別会計には影響はないということですね。分かりました。

それと、今部長のほうから事業者云々という話あったけど、当然65歳以上の人の保険料ですから。でも、働いてる人もいるわね。年金もらいながら働いてる人もいるわね。特徴でもオーケーということなんで、その場合でも、収入が3割以上減ればそういうのを受けられるわけよね。これ周知してたかな。多分、広報とかには載ってたんだと思うんですが、案外知られてないんじゃないですか。特に、特徴の場合は年金から自動的にね、それも年金が月1万8,000円かあったらもうそれで引かれるわけですから。ただ、年金がそんだけ少なくて働いてて、介護保険料が年金の金額より高かったら、当然特徴では全部できないから、また違ったことになると思うんですが、ちょっとその辺気になったんで、今度延長ということなんでね、もう1回、介護保険の保険料の納付書を送るときにね、その辺きちっと分かるようにしていただければというふうに思いますので、その点はお願いしておきます。

○議 長

井戸君。

○4 番

御意見ですけども、こういう免除申請にしてもそうですけども、物すごく手続が煩雑なことも多いと思うんです。ですから、今さっきのように周知もそうなんですけども、受けたくても煩雑過ぎて分からないとか、そういうこともありますので、特に年配の方になりますと。ですから、極力サービスを受け

ていただくためには、簡素化のほうへ向けて、急にはできないとは思いますが、その辺をまたよろしくお願いいたします。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第3号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。

続きますして

日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度平群町一般会計補正予算(第9号)について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。

○総務部長

承認第4号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

繰越明許だけなんであれなんですけど、いつもこの時期に聞くんで聞きます

けども、出納閉鎖が今月末ということですね、まだ1か月足らずあるんで、今の状況での令和2年度の決算見込み等ですね、今分かる範囲でいいですけども、その点説明していただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、令和2年度の決算見込みについて御説明させていただきたいと思えます。

現在、出納整理期間中ということで、明確な見込みは立っていない状況でございますが、ある一定条件として、歳入では調定の状況とか町債の状況、そしてまた、歳出につきましては、負担行為の額の状況とか、そしてまた、特別会計繰出金をそのまま予算どおり支出した場合と想定しまして、そのような形で見ますと、実質収支につきましては、3,000万円程度の黒字ではないかというふうに見込んでおります。ただし、実質単年度収支につきましては、1億8,300万程度の赤字になるものと、現在のところは見込んでおります。

ただ、緊急財政健全化のシミュレーションでは、実質収支につきましては700万、実質単年度収支では3億500万の赤字という形になっておりましたので、若干ではあります、好転するではないかというふうな形で考えております。ただ、まだ不用額等、不明な点が数多くありますので、今現時点での見込みということでもよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第4号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。それでは、11時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時01分)

再 開 (午前11時15分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

私は先ほど議長の辞職願を副議長に提出いたしました。

お諮りします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。それでは、この際、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議長辞職の件を議題とし、副議長と交代いたします。

議長退席、副議長着席

○副議長

それでは、審議を続行いたします。

本件につきましては、森田君の一身上に関する件でございますので、地方自治法第117条の規定により森田君の退席を求めます。



森田 勝議員退場

○副議長

職員に辞職願を朗読させます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

辞職願

令和3年5月7日

平群町議会副議長 井戸 太郎 殿

平群町議会議長 森田 勝

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長

お諮りします。

森田勝君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長

異議なしと認めます。よって、森田君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

森田君に入場いただいて、挨拶を受けます。

森田 勝議員入場

○副議長

御挨拶をお願いします。

○8 番

皆さんこんにちは。

昨年の5月の臨時議会で議長に就任させていただき、議員各位の御理解と御協力を賜りまして、つつがなく大役を全うすることができました。これもひとえに議員各位のおかげと感謝申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

この1年を顧みますと、コロナの関係で町の行事がことごとく中止される中でありましたが、通常定例議会の4回に加えて、新型コロナウイルス感染対策予算等の臨時会が5回、全員協議会が7回開催されるなど、繁忙極める状況でありました。その一方、生駒郡町村議会議長会会長として、また奈良県町村議会議長会副会長に就任したもので、それに関連する充て職もありまして、議会事務局職員の各位には御負担をかけましたこと、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

これから一議員として、新しい議長の下、このコロナ対策、町財政健全化等、町の課題解決に向けて、真面目に一生懸命取り組んでまいり所存でございます。

最後になりましたが、1年間、議会運営に御協力賜りました議員各位にお礼申し上げます。退任の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○副議長

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思えます。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○副議長

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法で行うか御審議をお願いします。

「投票」の声あり

○副議長

投票という声がありました。選挙は投票により行います。

議場を閉鎖してください。

議場閉鎖

○副議長

ただいまの出席議員は12人であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に山本君及び稲月君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

配付、お願いいたします。

投票用紙配付

○副議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○副議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

投票箱点検

○副議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

局長の点呼により順次投票

○副議長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○副議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。山本君、稲月君、開票の立会いをお願いします。

## 開票

### ○副議長

では、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、窪君 9 票、山口君 3 票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、窪君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

## 議場開鎖

### ○副議長

ただいま議長に当選されました窪君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

この際、各位に報告いたします。議長は王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会、老人福祉施設三室園組合議会の議員にただいま就任されました。

議長就任の御挨拶がございます。

### ○議長

ただいま、議員各位の皆様の御推挙によりまして議長に就任をさせていただきました。大変ありがとうございました。責任の重さに身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

本日よりは、議会の公正、円滑な運営に全力で取り組んでまいる決意でございます。どうか議員の皆様におかれましては、さらなる御指導、御鞭撻を賜りますことを切にお願いを申し上げます。

また、今コロナ禍という、今までかつて経験したことのない大変な状況の中、平群町では、厳しい財政状況、また少子・高齢化、人口減少という課題が山積をしております。町民の皆様本当に安心していただけるよう、皆様とともに全力で頑張る決意でございます。

また、町長はじめ理事者の皆様、そして全ての職員の皆様の御協力と御指導、御鞭撻をお願いを申し上げまして、簡単措辞ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞ皆様、よろしく願い申し上げます。(拍手)

### ○副議長

続きまして、議長章の授与を行います。

事務局より議長章授与

○副議長

では、議長、議長席にお着き、お願いいたします。

新議長着席

○議長

それでは、審議を続行します。

副議長の井戸議員から辞職願が提出をされております。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

続きまして

追加日程第3 副議長辞職の件を議題とします。

本件につきましては、井戸議員の一身上に関する件でございますので、地方自治法第117条の規定により井戸議員の退席を求めます。

井戸太郎議員退場

○議長

職員に辞職願を朗読させます。局長。

○局長

それでは、朗読いたします。

辞職願

令和3年5月7日

平群町議会議長 窪 和子 殿

平群町議会副議長 井戸 太 郎

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出  
ます。

以上でございます。

○議 長

お諮りをします。

井戸太郎議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、井戸議員の副議長の辞職を許可することに決  
定しました。

井戸議員に入場いただいて、御挨拶を受けます。

井戸太郎議員入場

○議 長

御挨拶どうぞ。

○4 番

令和3年5月の2日におきまして、私の父、井戸暉が享年81で永眠いたし  
ました。温厚で、この平群町でも民生委員を務めました。つきましては、私事  
で勝手ではございますが、喪に服するため、副議長の職を辞したいと思いを  
ます。

2年間にわたり、御指導、御協力ありがとうございました。

○議 長

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたい  
と思いをます。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を  
変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

続きますして

追加日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法で行うか御審議をお願いいたします。

「投票」の声あり

○議長

投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

議場閉鎖

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に岩崎議員、森田議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

配付をお願いします。

投票用紙配付

○議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

投票箱点検

○議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いします。

#### 局長の点呼により順次投票

○議 長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議 長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。岩崎議員、森田議員、開票の立会いをお願いいたします。

#### 開票

○議 長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、長良議員 9 票、植田議員 3 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、長良議員が副議長に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

#### 議場開鎖

○議 長

ただいま副議長に当選されました長良議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

副議長就任の御挨拶がございます。

○副議長

ただいま副議長に、選挙していただき、当選させていただきました長良俊一です。どうもありがとうございます。



本当に身が引き締まる、本当にこの２年間、議会議員になり、いろんなことを勉強し、所作を学び、まだ本当に道半ばで何も知らない。一つ一つ全て吸収しながら、皆様方、町民の方々、理事者の方々皆さんにお返しするのが精いっぱいこの長良俊一に、皆様方、また新たな役目を与えていただき、本当にありがとうございます。一生懸命やらせていただきたい、そう思っています。感謝しております。

この場を借りて少しだけ、違う話に聞こえるかも知れませんが、ちょっとだけ聞いていただきたいと思います。

このゴールデンウィーク中に、小学６年生の息子と少し国語の勉強をさせていただきました。その国語の文章の中に時計の時間という国語の問題、物語を２人で読んだときに、本当に５４歳、長良俊一の時計と、本当にこうやって議場へ皆さんによって導いていただいて、考える心の時間、本当にあつという間でした。この時間という流れの中で、自分が皆様方にどんな役割をさせていただき、どういうふうに戻していったらいいかな、そういう思いでずーっとこの２年間過ごしてきました。本当にあつという間の２年間でした。今回、投票３回目で、まだまだ若輩者で知らないことが多い中、皆様方とともに一生懸命町民の皆様方に返せるよう、１からまた初心に戻って勉強し、お返しできるように、一生懸命汗をかかしていただきたいと思います。

どうか、新しい議長さん、私みたいな若輩な副議長、また申し訳ないですけども、御指導、導きいただきますように、どうぞよろしく願いいたします。

私、本当に起承転結が下手くそで、上手に話をする事ができませんでした。皆様方にちゃんとお返しできるように、また初心に戻って一生懸命お返しさせていただきます。どうかこの言葉で就任の挨拶に代えさせてください。

一生懸命頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。今日は本当にありがとうございました。(拍手)

○議長

議長宛てに各特別委員会の委員から辞任願が提出されております。

お諮りします。

この際、特別委員会の委員の辞任許可についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員の辞任許可についてを日程

に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

続きまして

追加日程第5 特別委員会の委員の辞任許可についてを議題とします。

お諮りします。

各特別委員会の委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、各特別委員会の委員の辞任を許可することに決定しました。

ただいま各特別委員会の委員が欠員となりました。

お諮りします。

この際、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

続きまして

追加日程第6 特別委員会の委員の選任について及び

日程第9 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任についてを会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

ただいま議題となりました各委員の選任方法については、どのような方法で選任すればよいか御審議をお願いいたします。

「選考委員会方式」の声あり

○議長

選考委員会方式という声がありますので、議長のほうから選考委員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。選考委員につきましては、私と副議長の長良議員、森田議員、井戸議員、下中議員の5名をもって選考委員に選任したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よろしくお願ひいたします。  
それでは、委員会の構成もありますので、暫時休憩したいと思います。

(ブー)

休 憩 (午前 11時 54分)

再 開 (午後 2時 00分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

各委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされております。

休憩中、選考委員会を開催し、協議していただきました各常任委員会、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の所属を決定いたしましたので、御報告いたします。

名簿を配付いたします。

名簿配付

○議 長

それでは、局長のほうから報告いたします。局長。

○局 長

それでは、お手元に配付させていただきました名簿に基づきまして御報告申し上げます。なお、敬称は省略させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

総務建設委員会、委員長、馬本隆夫議員、副委員長、井戸太郎議員、委員、長良俊一議員、稲月敏子議員、森田勝議員、山田仁樹議員。

文教厚生委員会、委員長、山本隆史議員、副委員長、植田いずみ議員、委員、岩崎真滋議員、山口昌亮議員、窪和子議員、下中一郎議員。

下水道事業特別委員会、委員長、森田勝議員、副委員長、稲月敏子議員、委員、長良俊一議員、山本隆史議員、山口昌亮議員、窪和子議員。

駅周辺整備事業特別委員会、委員長、植田いずみ議員、副委員長、長良俊一議員、委員、井戸太郎議員、稲月敏子議員、森田勝議員、山田仁樹議員。

財政検討特別委員会、委員長、井戸太郎議員、副委員長、山田仁樹議員、委員、長良俊一議員、山口昌亮議員、窪和子議員、馬本隆夫議員。

議会改革特別委員会、委員長、山口昌亮議員、副委員長、下中一郎議員、委員、岩崎真滋議員、山本隆史議員、植田いずみ議員、森田勝議員。

公共交通対策特別委員会、委員長、山田仁樹議員、副委員長、岩崎真滋議員、委員、稲月敏子議員、窪和子議員、下中一郎議員、馬本隆夫議員。

議会運営委員会、委員長、下中一郎議員、副委員長、岩崎真滋議員、委員、山本隆史議員、井戸太郎議員、植田いずみ議員、馬本隆夫議員。

議会だより編集委員会、委員長、下中一郎議員、副委員長、岩崎真滋議員、委員、山本隆史議員、井戸太郎議員、植田いずみ議員、馬本隆夫議員。

以上でございます。

○議長

ただいま局長から報告いたしました各委員会の委員の選任については、以上のように指名いたします。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の議員をそれぞれの委員長、副委員長、委員に選任することに決定いたしました。

次に、任期満了に伴います清掃センター運営審議会委員、廃棄物減量等推進審議会委員及び介護保険運営協議会委員の報告を申し上げます。

清掃センター運営審議会委員は、山田議員、下中議員、馬本議員、そして私です。

廃棄物減量等推進審議会委員は、長良議員、井戸議員、植田議員。

介護保険運営協議会委員は、岩崎議員、山本議員をそれぞれ指名いたします。よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

続きまして、議会選出の監査委員、下中議員より、本日をもって監査委員を退職したい旨を町長に申し出されております。

よって、この際、同意第3号 監査委員の選任に同意を求めることについてを、地方自治法第102条第6項の規定に基づき、追加日程第7として議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。

議案の配付を行います。

議案配付

○議長

続きまして

追加日程第7 同意第3号 監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

ただいま町長のほうから選任されました森田議員は、地方自治法第117条の規定により、自己の一身上に関する事項でありますので、御退席、お願いします。

森田 勝議員退場

○議長

議案の朗読を事務局長より求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

同意第3号

監査委員の選任に同意を求めることについて

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和3年5月7日提出  
平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町春日丘 2 - 1 2 - 5

氏 名 森 田 勝

生年月日 昭和 2 0 年 5 月 2 3 日

以上でございます。

○議 長

提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま局長より朗読のありました同意第 3 号の監査委員の選任について、森田議員を監査委員としてお願いしたいと考えております。

皆様も御承知のように、監査委員とは、地方自治法第 1 9 9 条に明記されておりますように、財務に関する事務の執行並びに事業の経営管理、さらには行政運営等の監査を行うものであります。森田議員は、十分な経験と知識を備えられた方であり、適切な監査をしていただけるものと考えております。よって、監査委員に適任であると考えておりますので、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第 3 号について採決を行います。

本案について、原案のとおり選任同意することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、同意第3号については原案どおり選任同意することに決定いたしました。

森田議員に御入場いただいて、御挨拶をお受けしたいと思います。

森田 勝議員入場

○議長

御挨拶、お願いいたします。

○8番

ただいま議会選出の監査委員に選任同意いただきました。本当にありがとうございます。

監査委員は重要な役割を担っており、本来の出納業務はもとより、コンプライアンス、ガバナンスや無駄といった町政全般について、厳しい目で取り組んでまいる所存でございます。

今後とも、議員各位におかれましては御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げます。監査委員就任の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長

ありがとうございました。

以上で本臨時会に付議された事件について全部終了いたしましたので、これをもって会議を閉じます。

町長、閉会に当たり御挨拶をお願いします。町長。

○町長

議員の皆様におかれましては、熱心な御審議を賜り、ありがとうございました。

本日上程させていただきました全議案につきましては、承認可決、同意を頂き、本当にありがとうございます。

また、議会の役員改選の案件につきましては、御審議を頂き、議長に窪和子氏が、副議長に長良俊一氏が選出されましたこと、心からお祝い申し上げます。議長、副議長におかれましても、今後とも議会運営により一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。また、各常任委員会等の委員選出につきましても決定を頂きました。委員の皆様におかれましても、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後は、新型コロナウイルス感染防止のためのワクチン接種が早期に完了できるように全力をもって進めていくとともに、新型コロナウイルス感染症によ

り影響を受けておられます平群町の住民の皆様のご生活を支援するための町独自の施策を職員が一丸となって取り組んでまいります。

最後に、平群町のさらなる発展のために、議員の皆様方には御理解と御協力をお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長

ありがとうございます。

これをもって令和3年平群町議会第4回臨時会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 2時11分)